

地域薬学ケア専門薬剤師 Q&A ver.10

<制度に関して>

Q1：「地域薬学ケア専門薬剤師」と「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の新規認定要件で異なる所を教えてください。

A1：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」では、地域薬学ケア専門薬剤師の要件に以下の要件が追加されます。

1. 「地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴」について、連携研修を履修する基幹施設は、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」であることに加えて「がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）」として認定されていること。また研修内容は、「地域薬学ケア専門薬剤師」の研修ガイドラインに加えて副領域（がん）の研修ガイドラインにも従ったものであること。
2. （専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義参加1回以上に加えて、）がん専門薬剤師集中教育講座参加1回以上
3. （自ら5年で薬学的管理を行った症例報告50症例に加えて、）悪性腫瘍領域における薬学管理指導の実績20症例
4. 発表や論文はがんに関係したものを1件以上含むこと。

Q2：「地域薬学ケア専門薬剤師」と「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の両方を取得したい場合、両方の申請が必要か？

A2：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」は副領域のため、「地域薬学ケア専門薬剤師」の上乗せ資格となります。したがって、「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」で申請をしてください。

Q3：病院に勤務している病院薬剤師の場合、地域薬学ケア専門薬剤師の申請は可能か？

A3：地域薬学ケア専門薬剤師の申請要件として、「申請時に薬局に常勤として勤務していること」が求められます。したがって、病院に勤務している薬剤師の申請は認められません。

<認定・審査に関して>

Q1：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。地域薬学ケア専門薬剤師新規取得の

ための必須要件である学会発表2回のうち1回満たしたことにしてもよいのか？

A1：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った場合、学会発表2回のうちの1回を満たしたことにはなりません。一般演題で口頭あるいはポスター発表を行った場合に1回とカウントできます。

Q2：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。学会参加・発表として単位を認められるのか？

A2：医療薬学会年会のシンポジウムでの発表は、オプション単位として、筆頭であれば5単位、共同発表であれば2単位が認定されます。

Q3：同一の症例や研究データを複数回発表した場合、それぞれ複数の発表実績として認められるのか？

A3：原則として、内容が同一（または極めて類似）とみなされる複数の発表を、個別の実績としてカウントすることはできません。いわゆる「二重発表」は研究倫理上の疑義を招く恐れがあり、本制度の認定審査においては以下の通り取り扱います。

・認められない例：発表タイトルや抄録内容がほぼ同一で、新たな知見やデータの追加が認められないもの。

・認められる例：既発表のデータに基づきつつ、症例の経過を追加した、解析手法を変えて新たな考察を加えた、あるいは先行研究を基に内容を発展・詳細化させたもの。

※判断が難しい場合は、それぞれの発表の関連性や発展性について説明資料の提出を求める場合があります。

Q4：地域薬学ケア専門薬剤師は論文査読を行っても単位にならないのか？

A4：地域薬学ケア専門薬剤師では論文査読を行っても単位になりません。地域薬学ケア指導薬剤師の申請では単位として認められます。

Q5：地域薬学ケア指導薬剤師の要件について、医療薬学誌の査読を行った。査読論文は不採択になった場合でも単位が認められるのか？

A5：不採択でも単位は認められます。

Q6：講習会・集合研修、学会発表の単位の概要を知りたい。

A6：規程細則の「別表1」の通りです。

Q7：論文掲載・論文査読の単位の概要を知りたい。

A7：規程細則の「別表1」の通りです。なお、論文査読については、指導薬剤師のみ単位の対象となります。

Q8：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の症例報告20症例は、その他の症例報告50症例と重複は認められるのか？

A8：重複は認められません。

Q9：症例報告であっても、査読を経て学術誌に掲載されたものであれば、学術論文の単位として認められるのか？

A9：単位として認められます。

Q10：非会員であった時の論文や学会発表は、実績としては無効になるか？

A10：論文や発表に関しては、実績時期は問いません。非会員時の論文や学会発表も実績として有効です。

Q11：申請年度に開催される年会に参加予定の場合、申請時点では年会が開催されていなくても参加単位としてカウントして申請してよいか？

A11：事前に参加登録をしている場合は、暫定的に参加単位とみなされます。事実確認のため、指定する期間内に、参加を証明する書類の提出が必要です。

Q12：学会発表は、どの学術大会が認められるか。

A12：医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは別に定める地区大会での発表が対象となります。「別に定める地区大会」は規程細則のとおりです。

Q13：「その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師」とは何か。

A13：現時点では、神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度、石川県薬剤師会生涯学習認定制度、医薬品ライフタイムマネジメント(DLM)認定薬剤師研修制度、プライマリ・ケア認定薬剤師制度、薬剤師生涯研修センター研修認定薬剤師制度の5制度です。最新の情報は学会ホームページ (<https://www.jsphcs.jp/certification/community/other/>) にて公表しています。

Q14：クレジット単位数の証明のための参加証明書を紛失した場合、何か代替で証明書として使えるものはあるか。

A14：講習会や学会等によって異なりますので、主催者へお問合せください。

Q15：認定要件に「本学会が実施する専門薬剤師認定試験に合格すること」があるが、既に当学会の他の認定制度の認定を取得している。改めて受験が必要か？

A15：医療薬学専門薬剤師、薬物療法専門薬剤師の認定を保有されている方は、当要件は免除となります。

Q16：「申請時点で薬局に常勤として勤務していること」があるが、申請時に育児休暇中である場合には当該要件を満たさないことになるか？

A16：産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由による休職中である場合も、薬局に常勤勤務者として在籍していれば常勤勤務とみなし申請可能です。ただし、連携研修開始時点では常勤勤務を行う見込みであることが前提となります。

<研修施設の認定・審査に関して>

Q1：「地域薬学ケア専門薬剤師（がん）」の連携研修を実施する基幹施設は、がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）の認定を受けている施設でなければならないか？

A1：地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）と、がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）の2つの認定を受けている必要があります。

Q2：地域薬学ケア専門薬剤師の基幹施設は薬局でもなれるのか？

A2：基幹施設は病院に限られます。

Q3：地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）における「月に2回以上の患者薬学管理に関する検討会」とは、どのようなものを指すのか。

A3：自薬局に勤務している薬剤師間で行う症例検討会を指します。

<研修に関して>

Q1：地域薬学ケア専門薬剤師制度における、基幹施設で行われる研修ガイドラインに沿った「継続的な指導」とは、具体的に何回程度の指導が求められるのか？ また、カンファレンスの時間等は定められているのか？

A1：指導薬剤師は、月に3～4回以上 対面指導（あるいはWebを介した対面指導）が求め

られます。カンファレンスの時間は、開催形態やカンファレンスの種類によって異なるため、特に規定しておりません。なお、コロナ禍であることに鑑み、当面の間、web を介した指導（カンファレンス参加および対面指導）の比率については制限を設けません。

Q2：研修生に対して「継続的な指導」を行いたいのだが、忙しい時にも対応できるようにメールを用いた指導を考えている。指導方法としてメールを用いてもよいか？

A2：対面指導あるいは Web を介した対面指導が求められます。メールのみでの指導は認められません。

Q3：指導薬剤師が研修全体を統括できていれば、他の薬剤師による指導も認められるか？

A3：実際の指導は他の薬剤師によるものでも構いませんが、指導薬剤師が研修全体を統括してください。

Q4：基幹施設の指導薬剤師が不在となることになったが、どうなるのか？

A4：指導薬剤師不在の間は、基幹施設として連携研修者を受け入れることはできません。可能性が生じた際には、お早めに学会事務局にご連絡ください。

Q5：基幹施設でのカンファレンス参加が困難となったが、基幹施設以外の病院でのカンファレンス参加を実績として報告できるか？

A5：細則第1条の5のお取り扱い、当面の間停止しています。現在は、契約する基幹施設および勤務先（連携施設）での研修のみ、研修実績として認められます。

Q6：異動や退職などにより現在の勤務先（連携施設）に在籍しないこととなった場合、連携研修は継続できるか？

A6：連携研修は基幹施設と連携施設間での契約です。そのため、連携施設に在籍しないこととなった場合には、連携研修契約は解約となり、継続できません。

ただし、新たに在籍する施設が連携施設の認定を保有しており、かつ離籍前の施設と同一都道府県の場合には、連携研修を継続できる場合があります。また、連携施設からの離籍理由に考慮すべき特段の事情が認められた場合には、例外的に研修継続のための措置が講じられる場合もあります。

連携施設からの離籍予定が生じた場合には、早急に学会事務局までご連絡ください。

Q7：研修を中断または中止した場合、どうなるのか？

A7: 研修を中止した場合は、現在の研修先との連携研修契約も原則は解約となりますので、必ず学会事務局にご連絡ください。

ただし、予め6か月以内に再開する予定が立っている場合には、原則として中止とはみなさず中断扱いとします。この場合、研修先と事前に相談の上、事情が認められた場合には、不足分の回数ならびに内容を研修期間内に履修することでご対応ください。(学会への連絡は必須ではありません。) 研修中断期間は、年度内で6か月以内、かつ5年間で計1年以内を限度とします。

Q8: 研修中止後に研修を再開するには、どうすればよいか?

Q8: 新規の希望者と同様、年1回の基幹施設調整依頼(マッチング)を申請いただき、成立した場合は、翌年4月より、不足分の研修の再開が可能です。